

鹿児島県社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、社会福祉施設等の施設整備のため、法令又は予算の定めるところにより、施設の設置主体の長に対し予算の範囲内において補助金等を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率等)

第2条 補助金等の基準額、対象経費、基準単価、基準面積については、別表1に掲げる国の定める交付要綱の交付基準によるものとする。ただし、交付対象施設及び補助率等については、別表2-1から別表2-5のとおりとする。

2 災害復旧費に係る補助対象経費及び補助率等は、「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」（平成22年3月15日厚生労働省発社援0315第9号厚生労働事務次官通知）及び「児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」（令和5年7月20日こ成事第349号こども家庭庁長官通知）によるものとする。

(補助金等の交付申請)

第3条 規則第3条の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 申請額算出内訳書（別記第2号様式、別表2-3の対象施設については第2-1号様式、別表2-4の対象施設については第2-2号様式、別表第2-5の対象施設については第2-3号様式、災害復旧に係る事業については第2-4号様式）

(2) 事業計画書（別記第3号様式、別表2-3の対象施設については第3-1号様式、別表2-4の対象施設については第3-2号様式、別表第2-5の対象施設については第3-3号様式、災害復旧に係る事業については第3-4号様式）

(3) 収支（歳入歳出）予算書又はこれに代わる書類

3 補助金等交付申請書の提出期限は、知事が指定する日とし、その提出部数は3部とする。

(補助金等の交付の条件)

第4条 規則第5条第1項の規定による条件は、次に定めるとおりとする。

(1) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(2) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(3) 補助金等と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。

- (4) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (5) 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。
- (6) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (7) この補助金等の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金並びに公益財団法人 J K A 若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならないこと。
- (8) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第18号様式により速やかに知事に報告しなければならないこと。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがあること。

（決定の通知）

第5条 規則第6条の規定による補助金等の交付決定の通知は、補助金等交付決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

（補助事業の内容等の変更）

第6条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分で20%を超える増減
 - (2) 補助事業の内容等の変更で実施箇所、構造、規模及び工法等
 - (3) その他知事が必要と認める場合
- 2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は、別記第5号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
- (1) 申請額変更算出内訳書（別記第2号様式、別表2-3の対象施設については第2-1号様式、別表2-4の対象施設については第2-2号様式、別表第2-5の対象施設については第2-3号様式、災害復旧に係る事業については第2-4号様式）
 - (2) 事業変更計画書（別記第3号様式、別表2-3の対象施設については第3-1号様式、別表2-4の対象施設については第3-2号様式、別表第2-5の対象施設については第3-3号様式、災害復旧に係る事業については第3-4号様式）
 - (3) 変更収支（歳入歳出）予算書又はこれに代わる書類
- 3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみ行う場合は、変更承認通知書（別記第6号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は、変更交付決定通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過した日までとする。

(状況報告)

第8条 規則第11条第1項の規定による状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 施設整備に係る工事に着工したときは、別記第8号様式により工事に着工した日から10日以内に知事に報告するものとする。
- (2) 工事進捗状況については、別記第9号様式により毎年度12月末日現在の状況を翌月10日までに知事に報告するものとする。

(事業の補助金等交付決定前着手)

第9条 補助金等の交付申請者が、やむを得ない事情により補助金の交付決定前に事業に着手する場合には、事前着手承認申請書（別記第10号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。（災害復旧に係る事業を除く。）

- 2 前項の承認は、事前着手承認通知書（別記第11号様式）により通知する。

(実績報告)

第10条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第12号様式によるものとする。

- 2 規則第13条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
 - (1) 精算額内訳書（別記第13号様式、別表2-3の対象施設については第13-1号様式、別表2-4の対象施設については第13-2号様式、別表第2-5の対象施設については第13-3号様式、災害復旧に係る事業については第13-4号様式）
 - (2) 事業実績報告書（別記第14号様式、別表2-3の対象施設については第14-1号様式、別表2-4の対象施設については第14-2号様式、別表第2-5の対象施設については第14-3号様式、災害復旧に係る事業については第14-4号様式）
 - (3) 収支（歳入歳出）決算書又はこれに代わる書類
- 3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業等の完了の日（補助事業等を廃止したときは、その承認を受けた日）から20日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日とし、その提出部数は3部とする。
- 4 規則第13条の規定による年度終了実績報告は、別記第19号様式により4月20日までに知事に提出するものとする。

(補助金等の額の確定)

第11条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知は、補助金等交付確定通知書（別記第15号様式）により行うものとする。

(補助金等の交付)

第12条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、別記第16号様式のとおりとする。

- 2 この補助金等は、概算払により交付することができる。

3 規則第16条第3項の概算払申請書は、別記第17号様式のとおりとする。

(財産の処分の制限)

第13条 規則第21条第2号の規定により知事が定める財産の種類は、次のとおりとする。

財産の種類	事業により取得し又は効用の増加した価格が、単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産
-------	---

(その他)

第14条 災害復旧に係る事業について、精算交付申請を行う場合には、別記第20号様式によるものとする。

2 前項の申請書の提出期限は、知事が別に指定する日とし、その提出部数は3部とする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 鹿児島県社会福祉施設等整備費補助（負担）金交付要領（昭和48年4月1日制定）は、廃止する。
- 3 この要綱は、この要綱の施行の日以後に交付の決定がなされる補助金について適用し、同日前に交付の決定がなされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成9年12月26日から施行し、改正後の鹿児島県社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費補助（負担）金交付要綱の規定は、平成9年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年3月15日から施行し、改正後の鹿児島県社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費補助（負担）金交付要綱の規定は、平成10年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年12月22日から施行し、改正後の鹿児島県社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費補助（負担）金交付要綱の規定は、平成12年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行し、改正後の鹿児島県社会福祉施設等施設

設整備費及び設備整備費補助（負担）金交付要綱の規定は，平成13年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は，平成15年3月7日から施行し，改正後の鹿児島県社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費補助（負担）金交付要綱の規定は，平成14年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は，平成17年3月14日から施行し，改正後の鹿児島県社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費補助（負担）金交付要綱の規定は，平成16年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は，平成18年2月17日から施行し，改正後の鹿児島県社会福祉施設等施設整備費補助（負担）金交付要綱の規定は，平成17年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は，平成19年3月20日から施行し，改正後の鹿児島県社会福祉施設等施設整備費補助（負担）金交付要綱の規定は，平成18年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は，平成20年3月28日から施行し，改正後の鹿児島県社会福祉施設等施設整備費補助（負担）金交付要綱の規定は，平成19年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は，平成21年6月19日から施行し，改正後の鹿児島県社会福祉施設等施設整備費補助（負担）金交付要綱の規定は，平成20年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は，平成22年6月22日から施行し，改正後の鹿児島県社会福祉施設等施設整備費補助（負担）金交付要綱の規定は，平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は，平成23年12月9日から施行し，改正後の鹿児島県社会福祉施設等施設整備費補助（負担）金交付要綱の規定は，平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は，平成24年3月1日から施行し，改正後の鹿児島県社会福祉施設等施設整備費補助（負担）金交付要綱の規定は，平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は，平成24年10月24日から施行し，改正後の鹿児島県社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は，平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年8月26日から施行し、改正後の鹿児島県社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年1月27日から施行し、改正後の鹿児島県社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年3月4日から施行し、改正後の鹿児島県社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年12月6日から施行し、改正後の鹿児島県社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年12月5日から施行し、改正後の鹿児島県社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月15日から施行し、改正後の鹿児島県社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、改正後の鹿児島県社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年11月5日から施行し、改正後の鹿児島県社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年3月23日から施行し、改正後の鹿児島県社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月11日から施行し、改正後の鹿児島県社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年1月15日から施行し、改正後の鹿児島県社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年3月27日から施行し、改正後の鹿児島県社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、令和7年度分の補助金から適用する。

別表 1（第 2 条関係）

補助金等の交付基準を適用する国の交付要綱
（１）社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱 （平成17年10月 5 日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知） （２）地方改善施設整備費補助金交付要綱 （平成18年10月10日厚生労働省発社援第1010001号厚生労働事務次官通知） （３）次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱 （令和 5 年 8 月22日 こども家庭庁こ成事第370号 こども家庭庁長官通知） （４）子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱 （平成27年7月13日府子本第202号内閣総理大臣通知） （５）地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱 （平成24年 7 月17日厚生労働省発老0717第 2 号厚生労働事務次官通知）

別表 2 - 1 (第 2 条関係)

別表 1 の (1) の交付の対象

施 設 の 種 類	設 置 根 拠 等	設 置 者	補 助 率
(1) 保護施設	生活保護法	社会福祉法人又は日本赤十字社 (鹿児島市に設置された施設に係る設置者は除く。)	3 / 4
(2) 社会事業授産施設	社会福祉法	社 会 福 祉 法 人 (鹿児島市に設置された施設に係る設置者は除く。)	3 / 4
(3) 障害福祉サービス事業所等 ア 障害福祉サービス事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (以下「障害者総合支援法」という。)	障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人 (社会福祉法人, 医療法人, 日本赤十字社, 公益社団法人, 一般社団法人, 公益財団法人, 一般財団法人, NPO 法人又は営利法人等。以下「社会福祉法人等」という。) (鹿児島市に設置された施設に係る設置者は除く。)	3 / 4
イ 障害者支援施設	障害者総合支援法	地方税法 (昭和25年法律第226号) 第348条第2項第10の6号及び第10の7号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人 (社会福祉法人, 日本赤十字社, 公益社団法人又は公益財団法人等。) (医療法人, 鹿児島市に設置された施設に係る設置者は除く。)	3 / 4
ウ 居宅介護事業所 短期入所事業所 就労選択支援事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所 共同生活援助事業所 相談支援事業所	障害者総合支援法	社 会 福 祉 法 人 等 (鹿児島市に設置された施設に係る設置者は除く。)	3 / 4

施 設 の 種 類	設 置 根 拠 等	設 置 者	補 助 率
(4) 身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉法	社 会 福 祉 法 人 (鹿児島市に設置された施設に係る設置者は除く。)	3 / 4
(5) 福祉ホーム	障害者総合支援法	社 会 福 祉 法 人 等 (鹿児島市に設置された施設に係る設置者は除く。)	3 / 4
(6) 応急仮設施設	平成17年10月5日社 援発第1005010号厚 生労働省社会・援護 局長通知	本表中の施設の種類ごと に定められている設置者 (鹿児島市に設置された施設に係る設置者は除く。)	3 / 4
(7) 無料定額宿泊所	社会福祉法	社 会 福 祉 法 人 等 (鹿児島市に設置された施設に係る設置者は除く。)	3 / 4
(8) 日常生活支援住居施設	生活保護法	社 会 福 祉 法 人 等 (鹿児島市に設置された施設に係る設置者は除く。)	3 / 4
(9) 女性自立支援施設	困難な問題を抱える 女性への支援に関する法律	社会福祉法人	3 / 4
(10) その他施設	別途厚生労働大臣が 定める基準等	社会福祉法人又は日本赤 十字社 (鹿児島市に設置された施設に係る設置者は除く。)	3 / 4

別表 2－2（第 2 条関係）

別表 1 の（2）の交付の対象

施 設 の 種 類	設 置 根 拠 等	設 置 者	補 助 率
（1）隣保館	平成14年 8 月29日厚生労働省発社援第0829002号厚生労働事務次官通知	市 町 村（鹿児島市を除く）	3／4
（2）応急仮設施設	平成18年10月10日社援発第1010002号厚生労働省社会・援護局長通知	本表中の施設の種類ごとに定められている設置者（鹿児島市に設置された施設に係る設置者は除く。）	3／4

別表 2－3（第 2 条関係）

別表 1 の（3）の交付の対象

施 設 の 種 類	設 置 根 拠 等	設 置 者	補 助 率
（1）児童福祉施設等 ア 児童福祉施設（児童厚生施設を除く） （ア） 別表 1 の（3）の交付要綱 8（1）の事業として行う整備の場合 （イ） 上記（ア）以外の事業として行う整備の場合 イ 児童自立生活援助事業所 ウ 小規模住居型児童養育事業所 エ 社会的養護自立支援拠点事業所 オ 児童厚生施設	児童福祉法 児童福祉法 児童福祉法 児童福祉法 児童福祉法 児童福祉法	社会福祉法人，日本赤十字社，公益社団法人又は公益財団法人 （ただし，助産施設，母子生活支援施設については，鹿児島市に設置された施設に係る設置者は除く。） 社会福祉法人，日本赤十字社，公益社団法人又は公益財団法人 社会福祉法人，日本赤十字社，公益社団法人又は公益財団法人 社会福祉法人，日本赤十字社，公益社団法人又は公益財団法人 市町村（鹿児島市を除く。）社会福祉法人，公益社団法人又は公益財団法人 （鹿児島市に設置された施設に係る設置者は除く。）	3／4 3／4 3／4 3／4 3／4 1／3
（2）障害児施設等 ア 障害児入所施設 イ 児童発達支援センター ウ 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所	児童福祉法 児童福祉法 児童福祉法	社会福祉法人又は日本赤十字社若しくは公益社団法人又は公益財団法人 社 会 福 祉 法 人 等 社 会 福 祉 法 人 等 （鹿児島市に設置された施設に係る設置者は除く。）	3／4 3／4 3／4

施 設 の 種 類	設 置 根 拠 等	設 置 者	補 助 率
(3) 応急仮設施設	平成20年6月12日雇 児発第0612006号厚 生労働省雇用均等・ 児童家庭局長通知 「児童福祉施設等 における応急仮設 整備の交付金の取 扱いについて」	本表中の施設の種 類ごとに定めら れている設置者	3 / 4
(4) その他の施設	別途厚生労働大臣 が定める基準等	社会福祉法人、日 本赤十字社、公益 社団法人又は公益 財団法人	3 / 4

別表 2 - 4 (第 2 条関係)

別表 1 の (4) の交付の対象

施 設 の 種 類	設 置 根 拠 等	設 置 者	補 助 率
放課後児童クラブ	児童福祉法	市町村 (市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく整備であって、以下の①、②を満たす整備の場合 ①放課後児童クラブの定員増を伴う整備 ②当該市町村において、保育所や放課後児童クラブの待機児童が発生している、又は当該市町村が子育て安心プランの採択を受けている)	1 / 6
		市町村 (放課後児童クラブ整備促進事業として待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合)	1 / 12
		市町村 (上記以外)	1 / 3
		社会福祉法人、学校法人、公益社団法人又は公益財団法人 (市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく整備であって、以下の①、②を満たす整備の場合 ①放課後児童クラブの定員増を伴う整備 ②当該市町村において、保育所や放課後児童クラブの待機児童が発生している、又は当該市町村が子育て安心プランの採択を受けている)	1 / 8
		社会福祉法人、学校法人、公益社団法人又は公益財団法人 (放課後児童クラブ整備促進事業として待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合)	1 / 16
		社会福祉法人、学校法人、公益社団法人又公益財団法人 (上記以外)	2 / 9

別表 2－5（第 2 条関係）

別表 1 の（５）の交付の対象（高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業，給水設備整備事業及び水害対策強化事業）

施 設 の 種 類	設 置 根 拠 等	設 置 者	補 助 率
（広域型施設等） （１）老人福祉法に基づく施設 ア 特別養護老人ホーム（併設される老人短期入所施設は除く。） イ 軽費老人ホーム（ケアハウス・A 型／B 型） ウ 養護老人ホーム	老人福祉法	社 会 福 祉 法 人 等 （鹿児島市に設置された施設に係る設置者は除く。）	3 / 4
（広域型施設等） （２）介護保険法に基づく施設 ア 介護老人保健施設 イ 介護医療院	介護保険法	医 療 法 人 等 （鹿児島市に設置された施設に係る設置者を除く。）	3 / 4

別表 1 の（５）の交付の対象（高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業）

施 設 の 種 類	設 置 根 拠 等	設 置 者	補 助 率
（広域型施設等） （１）老人福祉法に基づく施設等 ア 特別養護老人ホーム イ 軽費老人ホーム（ケアハウス・A 型／B 型） ウ 養護老人ホーム エ 有料老人ホーム オ 通所介護事業所 カ ア以外の老人短期入所施設 キ 老人福祉センター（特 A 型，A 型，B 型） ク 老人福祉施設付設作業所 ケ 老人介護支援センター（在宅介護支援センター） コ 在宅複合型施設	老人福祉法	社 会 福 祉 法 人 等 （鹿児島市に設置された施設に係る設置者は除く。）	3 / 4
（広域型施設等） （２）介護保険法に基づく施設 ア 介護老人保健施設 イ 介護医療院	介護保険法	医 療 法 人 等 （鹿児島市に設置された施設に係る設置者を除く。）	3 / 4

別表１の（５）の交付の対象（高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業）

施 設 の 種 類	設 置 根 拠 等	設 置 者	補 助 率
（広域型施設等） （１）老人福祉法に基づく施設 ア 特別養護老人ホーム（併設される老人短期入所施設を含む。） イ 軽費老人ホーム（ケアハウス・Ａ型／Ｂ型） ウ 養護老人ホーム エ 有料老人ホーム オ ア以外の老人短期入所施設	老人福祉法	社 会 福 祉 法 人 等 （鹿児島市に設置された施設に係る設置者は除く。）	10／10
（広域型施設等） （２）介護保険法に基づく施設 ア 介護老人保健施設 イ 介護医療院	介護保険法	医療法人等 （鹿児島市に設置された施設に係る設置者は除く。）	10／10

別表１の（５）の交付の対象（社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業）

施 設 の 種 類	設 置 根 拠 等	設 置 者	補 助 率
（広域型施設等） （１）老人福祉法に基づく施設 ア 特別養護老人ホーム（併設される老人短期入所施設は除く。） イ 軽費老人ホーム（ケアハウス・Ａ型／Ｂ型） ウ 養護老人ホーム	老人福祉法	社会福祉連携推進法人等 （鹿児島市に設置された施設に係る設置者は除く。）	3／4
（広域型施設等） （２）介護保険法に基づく施設 ア 介護老人保健施設 イ 介護医療院	介護保険法	医療法人等 （鹿児島市に設置された施設に係る設置者は除く。）	3／4

※社会福祉連携推進法人制度による社会福祉連携推進法人の会員の施設等又は令和４年４月以降に法人間合併を行った法人内の施設等に限る。